第二百四十三号

 \exists

曜

令和三年

木

十二月二日

目 次

公 告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について………………………五八五

公 告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和三年十二月二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

千百四十八番一、千百四十八番二及び水の区域 四十四番二、千百四十六番一、千百四十六番二、千百四十七番一、千百四十七番二、 八番一、千百三十八番二、千百四十一番一、千百四十一番七、千百四十四番一、千百 一、千百二十九番一、千百二十九番五、千百三十三番一、千百三十三番五、千百三十 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市境川町石橋字道光千百二十五番

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町南二百四十九番地十二 株式会 社KFKファクトリー 代表取締役 川口正人

公 報 第二百四十三号 令和三年十二月二日

Щ

梨

県

発行者 山 利	山梨県公報
梨県	
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二百四十三号
月六番一号	令和三年十二月二日
印刷所(株サンニチ印刷)	日
甲府市北口二丁目六番	
	五八六